

盛土規制法に関する説明会における質疑応答

	質問	回答
1	住民への周知を行う範囲は。	説明資料「(4) 運用について」P 21に記載のとおりです。
2	政令第9条の擁壁について、既製品を使用する場合、安定計算や構造計算で安全性を確認すれば大臣認定擁壁でなくても使用可能か。県内で統一する予定か。	現在、福岡県内で調整中です。
3	土壌汚染対策法の届出を行っている工事は、盛土規制法の許可が不要か。	省令において、土壌汚染対策法第16条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第22条第1項若しくは第23条第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事であれば許可が不要と定められています。そのため、土壌汚染対策法の届出を行っていても、上記の条文に該当しなければ許可が必要です。
4	擁壁のやり替えも盛土規制法の許可が必要か。	擁壁のやり替えにおいても、盛土や切土が許可対象規模を超える場合は許可が必要です。
5	申請から許可までどれくらいの日数がかかるか。	土地の形質変更は30日、土石の堆積は14日を標準処理期間としています。
6	宅地の高さが800mmあり、掘りこむ部分を含めると合計が1,200mmとなる。この場合は許可が必要か。	掘りこんでいる部分は掘削と埋戻しとして考えるため、擁壁の見え高が800mmであれば許可不要です。
7	適合証明書の省略について、500㎡未満でも高低差が50cmを超えれば申請が必要か。	高低差が50cmを超える場合は適合証明書の申請をお願いいたします。
8	一時的な土砂の堆積について、工事に使用するストックヤードは許可が必要か。	基本的にはストックヤードを事業として行っているようなものが対象であり、工事の施行に付随して行われる土石の堆積（工事現場の付近または工事現場として位置づけられている土地での堆積）は許可が不要です。内容に応じて判断が異なりますので、別途ご相談ください。
9	広い敷地内で対象規模未満の土石を点在して堆積する場合、全体が規制対象規模を超えれば許可が必要か。	盛土等の一体性の判断は「事業者の同一性」、「物理的一体性」、「機能的一体性」、「時期的近接性」の観点から総合的に判断することとされており、内容に応じて判断が異なりますので、別途ご相談ください。

※本回答は1/16時点の内容であり、今後内容が変更する可能性がありますのでご注意ください。